

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則1—34（人事管理文書の保存期間）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則1—34（人事管理文書の保存期間）の運用について（平成18年12月15日事企法一668）」の一部を下記のとおり改正したので、平成31年1月1日以降は、これによってください。

なお、改正前の「人事院規則1—34（人事管理文書の保存期間）の運用について」第1項の表職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職職一328）の欄に掲げられていた人事管理文書の保存期間については、なお従前の例によってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲み、又は傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲み、又は傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

1 人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間）（以下「規則 1—3 4」という。）第 3 条の人事院が定める人事管理文書（規則 1—3 4 第 2 条に規定する人事管理文書をいう。以下同じ。）は、次の表に掲げる人事管理文書とし、その保存期間は、その区分に応じ、それぞれ同表の基準日の欄に掲げる日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日（同日以外の日を起算日とすることが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、同欄に掲げる日から 1 年以内の日）から起算して同表の保存期間の欄に掲げる期間（当該期間以上の期間保存することが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、当該期間以上の期間）とする。

人事管理文書の区分		基準日	保存期間
(略)	(略)	(略)	(略)
職員の勤務時間、休日及び	第 3 の第 6 項(3)又は第 6 の第 3 項	取得の日	3 年

1 人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間）（以下「規則 1—3 4」という。）第 3 条の人事院が定める人事管理文書（規則 1—3 4 第 2 条に規定する人事管理文書をいう。以下同じ。）は、次の表に掲げる人事管理文書とし、その保存期間は、その区分に応じ、それぞれ同表の基準日の欄に掲げる日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日（同日以外の日を起算日とすることが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、同欄に掲げる日から 1 年以内の日）から起算して同表の保存期間の欄に掲げる期間（当該期間以上の期間保存することが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、当該期間以上の期間）とする。

人事管理文書の区分		基準日	保存期間
(略)	(略)	(略)	(略)
職員の勤務時間、休日及び	第 3 の第 1 項の状況 6 項の状況 申出書	申出又は周知に係る勤務時	3 年

休暇の運用について（平成6年7月27日職一328）	、第4項(2)若しくは(3)、第5項若しくは第6項の申出の文書等	休暇の運用について（平成6年7月27日職一328）	第3の第22項の周知の文書等の写し	間の割り振り又は週休日及び勤務時間の割り振りによらなくなった日	
	第4の第3項の協議に関する文書等		第3の第24項の報告の文書等	報告に係る時間帯によらなくなった日	3年
	第4の第5項又は第19の第2項の報告の文書等		第4の第3項の協議に関する文書等	取得の日	3年
	第15の第2項（第16の第3項において準用する場合を含む。）の通知の文書等		第4の第5項又は第19の第2項の報告の文書等		
	第17の第4項の計画を明らかに		第6の第4項(2)又は第5項の申出の文書等		

する書類		
第17の第5項の要介護者に関する事項及び要介護者の状態を明らかにする書類		
第3の第16項の状況届	届出、申出及び判断又は周知に係る勤務時間の割振り又は週休日及び勤務時間の割振りによらなくなった日	3年
第3の第21項の申出及び判断に関する文書等	知に係る勤務時間の割振り又は週休日及び勤務時間の割振りによらなくなった日	
第3の第23項の周知の文書等の写し	務時間の割振りによらなくなった日 (第3の第6項(3)又は第6の第3項、第4項	

第15の第2項(第16の第3項において準用する場合を含む。)の通知の文書等		
第17の第4項の計画を明らかにする書類		
第17の第5項の要介護者に関する事項及び要介護者の状態を明らかにする書類		

	(3)、第5項若しくは第6項の申出に係る申出及び判断に関する文書等にあっては、取得の日)		
	第3の第25項の報告の文書等	報告に係る時間帯によらなくなった日	3年
	(略)	(略)	(略)
	第18の第4項の休暇簿（写しを含む。）	取得の日	1年
(略)	(略)	(略)	(略)
配偶者同行休業の運用について（平	第2の第8項の届出の文書等	配偶者同行休業が終了した日の翌日	3年

	第18の第3項の休暇簿（写しを含む。）	取得の日	1年
	(略)	(略)	(略)
配偶者同行休業の運用について（平	第2の第7項の届出の文書等	配偶者同行休業が終了した日の翌日	3年

成 2 6 年	(略)	(略)	(略)	成 2 6 年	(略)	(略)	(略)
2 月 1 3				2 月 1 3			
日 職 職 一				日 職 職 一			
4 0)				4 0)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)				備考 (略)			

以 上